

平成28年3月号

e~ろうむ.net  
(いい労働)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744

e-mail：info@e-606.net

## 「外国人雇用」をめぐる最新状況 (平成27年10月時点)

### ◆厚生省がデータを公表

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などが目的とされ、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く)です。

このほど厚生労働省より、平成27年10月末時点の外国人雇用の届出状況が公表されました(なお、数値は事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しません)。

### ◆届出状況のポイント

#### (1)外国人労働者の状況

外国人労働者数は90万7,896人で、前年同期比12万269人、15.3%増加(平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新)しています。

国籍別では、中国が最も多く32万2,545人(外国人労働者全体の35.5%)。次いでベトナム11万13人(同12.1%)、フィリピン10万6,533人(同11.7%)、ブラジル9万6,672人(同10.6%)の順です。対前年伸び率は、ベトナム(79.9%)、ネパール(60.8%)が高くなっています。

在留資格別では、「専門的・技術的分野」の労働者が16万7,301人で前年同期比13.6%増加。また、永住者や永住者を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」は36万7,211人で同8.4%増加しています。

#### (2)事業所の状況

外国人労働者を雇用している事業所数は15万2,261カ所で、前年同期比11.1%の増加(平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新)しています。

#### (3)産業別の状況

外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに、製造業が最も多く、製造業は外国人労働者数全体の32.6%、外国人労働者を雇用する事業所全体の24.9%を占めています。

## 4月から拡充される 「ひとり親就労支援策」の概要

### ◆「ひとり親家庭」への就労支援策

厚生労働省は今年4月から「ひとり親家庭」の父または母が正社員として働けるよう経済的支援を拡充していくことを明らかにしました。

就職するための教育訓練や、ひとり親を雇用する企業への資金補助を増やすことが想定されているようです。

### ◆企業向けの助成金が拡充

教育訓練の支援では、「自立支援教育訓練給付金」の支給額について20万円(現在は10万円)を上限とし、補助割合も受講費の6割(現在は2割)とします。

この制度は、20歳未満の子どもをもつひとり親であれば利用でき、自治体が指定するパソコン技能研修や介護職員向け研修などで補助を受けることができます。

また、企業向けの助成金も拡充します。今まではひとり親を試みに雇う企業への奨励金(1人あたり最大15万円)と無期雇用する企業に支給する助成金(1人あたり最大60万円)のどちらかのみを活用することができましたが、4月からは併用が可能となります。

そのため、ひとり親を雇用する際に、試用期間を経て本採用とする企業が増えることが考えられます。

### ◆子どもの教育支援策、児童扶養手当も

厚生労働省はこのほかにも子どもの教育支援策として、高校や大学の授業料に充てる貸付けの上限額をこれまでの1.5倍に引き上げます。

また、政府は所得の低いひとり親家庭に支給する児童扶養手当について、第2子の加算額を月額5,000円から最大1万円、第3子以降を月額3,000円から最大6,000円にそれぞれ引き上げる児童扶養手当法改正案を閣議決定しました。

こちらの施行は8月1日が予定されており、12月の支給分から増額される見込みです。

## 3月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

15日

○贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]

○所得税の確定申告期限[税務署]

○確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]

○国外財産調書の提出[税務署]

○総収入金額報告書の提出[税務署]

31日

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

○個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]